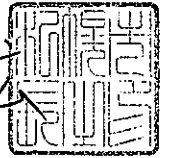




札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月8日

札幌市長 秋元克彦



札幌市条例第22号

札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年条例第48号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第1条中「平成14年法律第48号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「並びに第7条第1項」を「、第4条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項」に改める。
- (2) 第2条の次に次の2条を加える。

第2条の2 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

（任期の特例）

第2条の3 法第6条第2項の条例で定める場合は、前条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された

場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を延長することが必要な場合であつて、同条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

(3) 第3条中「前条第1項」を「第2条第1項」に改め、「、あらかじめ当該職員の同意を得て」を削り、同条に次の2項を加える。

2 任命権者は、第2条の2の規定により任期を定めて採用された職員の任期が3年（前条に規定する場合にあつては、5年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあつては、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第1項又は前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

#### 附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。